# ○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和七年　国土交通省告示第百九十三号

目次


第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
第一節　運送（第三条―第五条）
第二節　運送の申込みと引受け（第六条―第十七条）
第三節　荷付け（第十八条）
第四節　貨物の受取及び引渡し（第十九条―第二十六条）
第五節　事故（第二十七条・第二十八条）
第六節　責任（第二十九条―第三十一条）
第七節　料金等（第三十二条―第三十八条）
第八節　責任（第三十九条―第四十三条）
第三章　運送約款届出（第四十四条―第四十六条）
第四章　積込みまたは取卸し等（第四十七条―第四十四条）


## 第一章　総則

（事業の種類）

**第一条**　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別貨物を貨物自動車運送事業に附帯する運送取扱は、その運送約款の定めるところにより、貨物自動車利用運送を行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

**第二条**　当店の運送業務については、この約款の定めるところによります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特別の申込みに応じることがあります。

## 第二章　運送業務等

### 第一節　通則

（受付日時）

**第三条**　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の種類）

**第四条**　当店は、運送の申込みを受けた際に、貨物の運送を行います。ただし、鮮度又は変質しやすい貨物の運送する場合に限り、その取りまとめを行わない場合は、この限りでありません。

（引渡期限）

**第五条**　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　輸送距離　輸送貨物の重量及び容積に応じ日数を合算した期間

二　日本郵便の郵送料は一日とします。

三　輸送距離　集荷及び配達を伴う場合にあっては各一日

2　前項の規定による引渡期間の開始の時刻は、貨物の引渡しがあったときは、これを受けて運賃とします。

### 第二節　運送の申込みと引受け

（運送の申込み）

**第六条**　運送の申込みは、貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。ただし、第二項に掲げる事項及び第七条に掲げる事項（以下「運賃等」という。）は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二十一条第一項に規定する運賃及び料金（以下「運賃料金」という。）の規定を遵守するものとします。

一　申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二　貨物の品名、品質及び重量又は容積並びに荷造りの種類及び個数

三　集荷先及び配達又は受取及び到着の年月日

四　集荷先及び配達先の住所及び電話番号

五　陸送及び電話番号を含む。）

六　運送の種類及び運賃料金の額

七　運賃及び料金の額

八　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

九　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

十　前項に掲げる事項の概要及び重量

十一　第六十一条に規定する貨物の概要及び重量

十二　運送証券に付すべきことを表記するときは、その旨

十三　特別貨物であるときは、その旨

十四　本約款の内容について承諾する旨

十五　運送申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

十六　運送申込者の記名押印年月日

2　運送申込書の記載事項に関し必要な事項

3　運送申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

4　運送申込書に記載すべき事項の全部を電子情報処理組織（当店の使用に係る電子計算機と申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電子申込」という。）で行うときは、当該電子申込を書面による申込とみなします。

5　電子申込を行う運送申込者は、当該運送申込者を特定するために必要な事項を当店に通知しなければなりません。

6　当店は、電子申込を行う運送申込者に対し、当該運送申込者を特定するために必要な事項を当店に通知することを求めることができます。

7　当店は、電子申込を行う運送申込者に対し、当該運送申込書に記載すべき事項のうち、当該運送申込者が当店に通知した事項を当該運送申込書に記載すべき事項として当該運送申込書に記載することを求めることができます。

（運送の引受け）

**第七条**　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運賃等を定めます。

2　当店は、前項の規定により運賃等を定めるときは、当該運賃等を提出した申込者に対し、当該運賃等を通知します。

3　当店は、第一項の規定により運賃等を定めるときは、当該運賃等を提出した申込者に対し、当該運賃等を通知します。

4　当店は、第一項の規定により運賃等を定めるときは、当該運賃等を提出した申込者に対し、当該運賃等を通知します。

5　当店は、第一項の規定により運賃等を定めるときは、当該運賃等を提出した申込者に対し、当該運賃等を通知します。

6　当店は、第一項の規定により運賃等を定めるときは、当該運賃等を提出した申込者に対し、当該運賃等を通知します。

7　当店は、第一項の規定により運賃等を定めるときは、当該運賃等を提出した申込者に対し、当該運賃等を通知します。

8　当店は、第一項の規定により運賃等を定めるときは、当該運賃等を提出した申込者に対し、当該運賃等を通知します。

9　当店は、第一項の規定により運賃等を定めるときは、当該運賃等を提出した申込者に対し、当該運賃等を通知します。

10　当店は、第一項の規定により運賃等を定めるときは、当該運賃等を提出した申込者に対し、当該運賃等を通知します。

11　当店は、第一項の規定により運賃等を定めるときは、当該運賃等を提出した申込者に対し、当該運賃等を通知します。

12　当店は、第一項の規定により運賃等を定めるときは、当該運賃等を提出した申込者に対し、当該運賃等を通知します。

13　当店は、第一項の規定により運賃等を定めるときは、当該運賃等を提出した申込者に対し、当該運賃等を通知します。

14　当店は、第一項の規定により運賃等を定めるときは、当該運賃等を提出した申込者に対し、当該運賃等を通知します。

15　当店は、第一項の規定により運賃等を定めるときは、当該運賃等を提出した申込者に対し、当該運賃等を通知します。

16　当店は、第一項の規定により運賃等を定めるときは、当該運賃等を提出した申込者に対し、当該運賃等を通知します。

17　当店は、第一項の規定により運賃等を定めるときは、当該運賃等を提出した申込者に対し、当該運賃等を通知します。

18　当店は、第一項の規定により運賃等を定めるときは、当該運賃等を提出した申込者に対し、当該運賃等を通知します。

19　当店は、第一項の規定により運賃等を定めるときは、当該運賃等を提出した申込者に対し、当該運賃等を通知します。

20　当店は、第一項の規定により運賃等を定めるときは、当該運賃等を提出した申込者に対し、当該運賃等を通知します。

21　当店は、第一項の規定により運賃等を定めるときは、当該運賃等を提出した申込者に対し、当該運賃等を通知します。

22　当店は、第一項の規定により運賃等を定めるときは、当該運賃等を提出した申込者に対し、当該運賃等を通知します。